

2. 規制

(1) 禁止地域と許可地域（屋外広告物を出してはいけない場所・よい場所）

特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域や場所等（「禁止地域」といいます）は、自家広告物等の例外を除き、屋外広告物を出すことを禁止しています。それ以外の地域や場所（「許可地域」といいます）は、許可を受けて屋外広告物を出すことができます。

<越谷市で定めている主な禁止地域 R4.4.1 時点> 【条例第4条】

- ①第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、生産緑地地区、市民農園整備促進法に規定する市民農園
 - ②文化財保護法等の規定により指定された重要文化財である建造物等
・越谷市文化財保護条例の規定により指定された文化財である建造物等
（大聖寺の境域、旧東方村中村家住宅の敷地）
 - ③東日本旅客鉄道及び東武鉄道の市内全区間
 - ④都市公園法に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令に規定する公園・緑地
 - ⑤官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
 - ⑥博物館、美術館及び病院の建造物（これらの用途に供する部分の床面積が200㎡以上のも）並びにその敷地
 - ⑦社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域（敷地）
- ※今後、新たな禁止地域を指定する場合がございます。

(2) 禁止広告物

次に該当する屋外広告物は、場所を問わず出すことが禁止されています。【条例第10条】

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの